

主 題	林業における労働災害防止等説明会を開催しました		
開催日	令和元年7月26日	開催場所	対馬労働基準監督署 共用会議室 (対馬市巖原町東里 341-42)
参加企業数 (人数)	22社 (30人)	主 催	対馬労働基準監督署

開催目的(趣旨)

昨年、当署管内では伐木した木の下敷きになって作業者が死亡するという事故がありました。また、令和元年8月1日には伐木作業等における安全対策を強化するための改正労働安全衛生規則が施行されます。

以上のことから、労働災害防止対策の推進及び法令の周知を図ることを目的として開催しました。

開催概要

令和元年7月26日、林業における労働災害防止等説明会を開催しました。

担当者(監督・安全衛生課長)から、改正労働安全衛生規則 災害発生状況 林業における災害防止対策 KY(危険予知)活動 熱中症対策、計5つのテーマについて、パワーポイントを使用して説明を行いました。



説明会の様子

伐木作業等の安全対策の規制が変わります!
～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。
林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。

【改正の背景】
林業における労働災害による死亡事故は年間40人前後で推移しており、平成23年は最多者が見られています。特に災害の約半割はチェーンソーによる伐木作業時の発生であり、また、伐木木口以上の児童者の要因では、立木よりより深く厚く約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。
厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月14日公表)を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働基準法第22号、以下「労安規則」という。)の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の進捗等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(労安規則、労働安全衛生法附則(昭和47年労働基準法第22号、以下「労安規則」という。))
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(労働法の改正)
 - 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上の右の右から20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の範囲には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下駄の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
- その他の改正を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

配布した資料(一例)